

庄原市公告第 29 号

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗を設置している者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第 3 項の規定において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 3 年 10 月 7 日

庄原市長 木山 耕三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 店舗名 ホームセンタージュンテンドー東城店

(2) 所在地 広島県庄原市東城町大字川東字沖ノ深ヶ 1184 番地 1 外

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町 206 番地 5	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市遠田町 2179 番地 1	令和 3 年 4 月 20 日 本店移転のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市下本郷町 206 番地 5	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社ジュンテンドー	代表取締役 飯塚 正	島根県益田市遠田町 2179 番地 1	令和 3 年 4 月 20 日 本店移転のため

(3) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前)

名称	住所	変更年月日・理由
ホームセンタージュンテンドー 東城店	広島県比婆郡東城町大字川東字 沖ノ深ヶ 1184 番地 1 外	

(変更後)

名称	住所	変更年月日・理由
ホームセンタージュンテンドー 東城店	広島県庄原市東城町大字川東字 沖ノ深ヶ 1184 番地 1 外	平成 17 年 3 月 31 日 市町村合併のため

3 届出年月日

令和 3 年 9 月 28 日

4 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧場所

庄原市企画振興部商工観光課商工振興係（庄原市中本町一丁目 10 番 1 号）

(2) 縦覧期間

令和 3 年 10 月 7 日から令和 4 年 2 月 6 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(3) 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

5 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、市に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和 4 年 2 月 6 日

(2) 提出先

庄原市企画振興部商工観光課商工振興係